

◎次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です(ただし、確定申告を提出した方は不要です)。

1	平成30年中に営業、農業、不動産所得などの所得がある方で所得税の確定申告が必要でない方
2	会社勤務の方で、給与と所得以外に、合わせて20万円より少ない所得がある方(主たる給与のほかに20万円を超える所得のある方は、所得税の確定申告が必要です。)
3	雑所得、一時所得がある方で、非課税になる方
4	平成30年中の収入が年金のみの方で、公的年金にかかる源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする方(所得税が源泉徴収されている方は、確定申告をすることで、還付になる場合があります。)
5	平成30年中の収入が無い方または非課税収入(遺族年金・障がい年金・失業給付金など)のみの方で、生計を一にする親族の税法上の扶養親族になっていない方

**重要**  
医療費控除の申告について

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書を添付する必要があります。申告会場に来られる場合は、事前に作成したうえでお越しください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

※平成30年度(29年分)から平成32年度(31年分)までの申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

**税制改正に伴う配偶者控除及び配偶者特別控除の変更について**

平成31年度(平成30年分)から、配偶者(特別)控除について、次の点が変わります。

①配偶者(特別)控除について

て、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると、控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除対象外となります。

②配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡充されました。

詳しくは、市ホームページ  
(<http://www.city.handa.lg.jp/zemu/kurashizekin/kaise/haigusyakaise.html>)をご覧ください。

**所得税の申告書の送付見直しについて**

昨年度、各申告相談会場で確定申告された方や、電子申告をされた方へは、お知らせはがきまたはお知らせ通知書が半田税務署から送付されました。申告書は送付されませんのでご注意ください。

また、各申告会場にお越しの際は、お知らせはがきまたは、お知らせ通知書を持参してください。

**国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する納付済額通知書のお知らせ**

平成30年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります。**普通徴収の方(納付書・口座振替の方)**  
1月下旬に「納付済額通知書」を発送します。

**特別徴収の方(年金からの天引きの方)**

年金保険者(厚生労働省など)から「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

※遺族年金、障がい年金から天引きされている方は「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されませんので、各担当課へお問い合わせください。

**問い合わせ**

◆国民健康保険税(国保年金課 国保賦課担当)

☎0661

◆後期高齢者医療保険料(国保年金課 医療福祉担当)

☎0652

◆介護保険料(高齢介護課)

介護保険担当)

☎0649

◆納付済額通知書(収納課 収納担当)

☎0624

**税理士による無料税務相談**

次の日程で、税理士による無料相談を行います。ぜひご利用ください。

**相談時間**

- ① 9時30分～12時
- ② 13時～16時

※混雑状況により受付終了が早まる場合があります。

相談会場	2月					
	19	20	21	22	25	26
	火	水	木	金	月	火
げんきの郷あすなろ舎 (大府市吉田町)	●	●		●		
東海市商工センター (東海市中央町)	●	●	●	●	●	●